

唐代人民の負担体系における課と税の意義

——唐律の輸課稅物と課稅用語との関連——

西村 元 佑

【要約】 唐代人民の負担体系は均田制時代には課と税の二種目があったが、前者は丁身にわりあてるものであり、後者は所得・収益から收取するものである。均田制時代は前者が主で、兩税法時代になると後者が基本になる。この間において稅制用語には種々のものが登場し混乱をきたすおそれもないとはいえない。本稿ではこれら稅制用語を整理・検討しつつ、課と税の相違点および課より税への移行の考察をこころみることとした。

一 序

わたくしはさきに東洋史研究、第二〇卷第一・二号掲載の「西魏計帳戸籍における課と税の意義」において、中国北朝時代の均田制度下における人民の負担体系を、課と税の二つの範疇に大別できることをのべたが、同様の原則は隋・唐の均田体制下においてもそのままあてはまる。そこで前論のしめくりの意味においても、当然、唐代における課と税に関するわたくしの考えをまとめておくべきであ

り、また唐代は北朝以来継続発展してきた均田制度が崩壊して、兩税法というあたらしい稅制が登場する時であるから、課と税の問題をとりあげる以上、兩制度の相關關係についてもあわせ考えるべきである。しかし均田制と兩税法の兩者にわたる全般的な論議は、実に広汎な諸問題をふくんでいるから、本論では主として稅制上の用語を中心として、兩者の關係を論ずるにとどめた。唐代の稅制用語は均田制時代と兩税法時代とは、同一の言葉でも意味内容のことなる場合があり、これらを區別せずに取扱うと混乱が

生ずる。その点でわたくしは副題にせめしたように、均田制時代の純粹な用語として信頼のおける唐律の課税用語を中心として論をすすめることとした。なお本論は課と税の両者について論ずるが、唐代の課関係用語についてはさきに松永雅生氏の「唐代の課について」(『史淵』五五)と題する網羅的な研究があるが、なお残された問題もあり、この機会にこれらについても卑見をのべることにした。不備の点については、学界諸賢の御教正を期待してやまない。

二 唐律における課役関係用語

唐律令においては、均田民の負担を総括的に表明する場合に、課役の語を使用することが多い。課役の内容については従来学界でもしばしば論ぜられたから重複をさけるが、課役はまた賦役ともいわれる。すなわち唐名例律、第二〇・府号官称の条疏議に

雜戶者。謂前代以來。配隸諸司。職掌課役。不同百姓。

とあるものを同戸婚律、第一五九・養雜戶為子孫の条疏議には

雜戶者。前代犯罪沒官。散配諸司驅使。亦附州原戶貫。賦

役不_レ同_二白丁_一。

といい、両者を対照すると、課役と賦役は同一内容のものとするべきである。わたくしはさきに西魏以前の賦と課との内容について述べたさい、この二つは同一の意味をもつ用語であるとおいたが、^④唐代においてもこのことは同様で、多くの事例がみとめられるが、つぎに一例をしめすと、新唐書一四五・楊炎伝に

富人多丁者。以_二宦学积老_一得免。貧人無_レ所入則丁存。故課免_二於上_一。而賦增_二於下_一。

とあるものは課と賦とを互用したもので、両者が同一内容であることをしめしている。ところが右のように課役と賦役、課と賦とが同一内容の語であるとする、次のような疑問がおこる。すなわち唐六典三・戸部郎中員外郎の条に

凡賦役之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰雜徭。

とあるように、賦役の内容として租調役(庸)のほかに雜徭をかざえている。唐代丁男の負担に雜徭をふくむことは明白な事実であるから、賦役の内容として四種目をかぞえるのは当然のことである。ところが唐賦役令第一一条

（唐令拾遺六七六頁）には

諸田。有_二水旱蟲霜_一。為_二災_一。免_二見_一。管田。州_一。具_二帳_一。申_二省_一。十分_一。損_二四_一。已_二上_一。免_二租_一。損_二六_一。已_二上_一。免_二租調_一。損_二七_一。已_二上_一。課_二役_一。俱_二免_一。

とあるように、課役の内容として租調庸の三のみをかぞえている。では右例のしめすように賦役の内容は租・調・庸・雜徭の四つであり、課役の内容は租・調・庸の三つで、賦役と課役の語にはその内容に広狭の差があるのかという点、そうではないようである。陸宣公集二二、中書奏議六、均節賦稅恤百姓第一条には

國朝著令。賦役之法有三。一曰租。二曰調。三曰庸。

とあり、ここでは賦役の内容が租調庸の三となっている。したがって賦役と課役とは同一内容の用語で、両者ともに厳密な意味では租・調・庸・雜徭の四本建とすべきであるが、雜徭を省略して租調庸の三者のみを掲げる場合もあるとせねばならない。では同一の用語になぜ二つの解釈が并存するののか。さらにつきつめれば当然四つでなければならぬものが、三つだけで処理される場合があるのはなぜか。課役の内容を三つに要約する理由としては、中男の場合、

雜徭の負担者であるが、これを不課口とし、丁男の場合は雜徭をもふくめて租調庸の負担者であるのを、課口とするのであるから、課口・不課口を区別する標識は租調庸の三ということになる。こうした点にも、課役の内容をこの三つにしぼる根拠があると考えられる。^②

しかしこのことを唐律および疏議の課役関係用語の相互関係から考察してみることも、問題解決の一つの方法である。唐律令において均田民の負担を総括的に表明する場合に、課役の語がもつとも多く使用されるのであるが、唐律および疏議においては、課役のほかに課輸・課調・課・課物などの語が使用されている。そしてこれらのうちでもつとも簡単な用語は「課」である。唐戸婚律、第一七四・輸課稅物違期の条文および疏議に

諸部内。輸課稅之物。違_二期_一不_二充_一者。以_二十分_一論。一分_二答_一四十。一分_二加_一一等。

疏議曰。輸課稅之物。謂_二租調及庸_一。地租雜稅之類。

とあり、課の内容を租調及び庸としている。すなわち唐律においては租調庸の三を単に課または課物として要約しているのである。このことは課役負担を畢竟、物納負担と

して処理しているものと理解すべきであろう。(ここでは役
「歳役はもはや庸の物納負担とされ、実役としての性格を喪失し
ているのである。すなわち租調庸の三はともに物納である
に対し、雑徭は実役であつて、物納できないという点が両
者を截然と区別するものである。

元来、均田体制下においては、租調と対立して負担体系
の重要な一翼となつていた役負担が、隋の開皇三年、歳役
の成立^③によつて、歳役と雑徭の二つに分割され、歳役は全
国民の一人一人がすべて実役として負担するのでなく、庸
によつて物納する場合^④が次第に多くなつたため、歳役の物
納化が行なわれ、一部実役によつて收取した事例は唐初に
もみられるが、一般には物納負担となつたよう^⑤で、冊府元
龜四九〇・邦計部、蠲復には

儀鳳三年十月詔。以「来年正月。幸東都。関内百姓。宜免一
年庸調及租并地子税草。

とあり、唐会要八五・籍帳には

景龍二年閏九月勅。諸籍^⑥送^⑦省者。附^⑧当州庸調車^⑨送。

などというものによると、調とともに庸は匹段物物納負
担としてひろく收取されたのであつて、役負担の重要部分

である歳役の物納化が、隋の統一帝國成立以来の一般的趨
勢であつたとみられる。かくして正丁の負担の主要部分が
物納化され、これが課物として税物とともに收取されたと
ころに、唐代における負担体系の特徴がみとめられる。も
ちろん唐代人民の負担は租調庸の物納負担のほか雑徭四
〇日が付随するが、これらをすべて雑徭負担に換算した一
四〇日中の一〇〇日、すなわち七〇パーセント以上が物納
負担に集約されたのである。かくして国家財政収入の大本
である租調庸の三負担が、課役と通称されるようになった
のであろう。これは理論上の問題よりも、負担体系の現実
に即してそうならざるをえなかつたものとされよう。

右にあげた課役・課物・課だけでなく、租調庸の物納負
担一般を指す語として唐律には課輸・課調の語がある。唐
名例律、第二六・犯死罪非十惡の条に

「犯^⑩流罪者。權留養^⑪親。不^⑫在^⑬赦例。課調依^⑭旧。

とあり、その疏議に

侍丁。依^⑮令免^⑯役。唯輸調及租。為^⑰其充侍未^⑱流故。云課調

依^⑲旧。

とあり、課調とは右例では租調を意味するが、一般的に

は物納負担全般を指す語であることは、戸婚律、第一五三・里正官司妄脱漏の条疏議に

里正及県官司。各於所部之内。妄為脱漏戸口。或増減年狀。以出入課役。一口徒一年。二口加一等。（中略）若有

因脱漏増減。取其課調入己。計贓得罪。重於脱漏増減口罪者。即準贓以枉法論。

とあるものによれば、里正や官司が脱漏増減によつて課役を出入する罪についてのべ、さらにその課役を着服した場合の罪状をのべるにあつて、課役を課調の語によつて説明していることによつてあきらかである。また唐名例律、第四四・共犯罪有逃亡の条疏議の問答に

律矜枉入徒役。聽折来年課輸。來歲既無課役。將來亦是來年。

とのべている。右の課輸は課役とまつたく同意である。

かくして課役・賦役のみならず、課調・課輸さらにはそのもつとも要約された形としての課物・課などは、ともに物納負担一般をあらわす語として使用されており、課役を通常租調庸の三本建とすることは、唐代人民の負担体系が物納負担である租調庸に要約されるという現実が招来した事

態とすべきであろう。

三 課役以外の課関係用語

1 資課およびこれに関連あるもの

上来のべた課役・課輸・課調等は、賦役とともに隋以前からあつた課の概念内容である租調等の物納負担に、さらに役（庸）が加わつてできたもので、均田制度の負担体系として固有のものである。これに対し資課は金納負担としてあらたに登場したものである。資課の用語が唐代史料にみえるのは玄宗の治世になつてからであるが、これを単に課とも称呼することがあるから、資課の課と課役の課との関係についても説明しておく必要がある。

課役の課と資課の課とは畢竟、同一のものであるが、前者が物納であるに對し、後者は雜任役に就任したもののみが不就役の代償として納入するものである点がちがつている。資課という用語が史料にみえるのは開元年間であり、唐会要五八・尚書省諸司中、戸部尚書、開元六年五月四日勅に

諸州每年。応輸庸調資課租。及諸色錢物等。令尚書省本司。務

とあるものが初見であろう。しかし事実上、資課と同質のものは唐初から存在していると考ええる。唐会要九一・内外官料錢上には、武德已後、京官の俸料錢は公廩本錢を給して、当司の令史・番官が廻易して利を収め、これを官員に分給したといい、さらに貞觀十二年二月、諫議大夫褚遂良の上言により、令史をやめて諸州人民の上戸のものを胥士とし、防閑の例に準じて輪課せしめたとある。また同九三・諸司諸色本錢上、貞觀十二年の条には、右の胥士の記事をのせたのち

又令文武職事三品以上。給親事帳内。以六品七品子。為親事。以八品九品子。為帳内。歲納錢千五百。謂之官子課錢。

とあるから、親事・帳内の課錢納入はこの時にはじまるようである。通典三五・職官、禄秩には、京師文武職事官五品以上には防閑、六品以下には庶僕、州県官には白直、親王府属には土力を給することをのべ

其防閑庶僕白直土力納課者。毎年不過二千五百。

としてゐる。右にかかげた史料は品子・白丁を問わず、かれらの納入する金銭を輪課・納課・課錢等といって、こ

の錢納の内容が課にあたることをしめしている。課は前述したように租調庸の物納負担であるから、二五〇〇文の錢納は租調庸と等価値のものとして処理されたのであり、このなかに雜徭は計上されていない。というのは雜任役は雜徭とは兩立せず、雜任役につくものは雜徭を免除されるのが当然とされたからで、したがってその代償金にも雜徭分は計加されていないとすべきであろう。

しかしこれが資課と呼ばれるようになったのは、おそらく資課との関係からであろうとおもわれる。新唐書四六・百官志には、文散官の吏部番上についてのべ、不番上のさゝの納資について

不_レ上者。歲輸資錢。三品以上六百。六品以下一千。(武散官の兵部番上の場合も同様)

としてゐる。これは勲官の場合も同様である。文武散官や勲官はいずれも品官であり、不課口であるから、かれらの納入する免番代償金を課という道理はないはずであり、単に資錢といつたのである。これに対し、課口の納入する免番代償金は課錢または課といつた。しかし課は本来租調庸の物納負担であるから、これと區別するために、また

納資制である点からも、次第に資課という熟語が成立したのであろう^⑨。要するにこれは課役の金納制である。したがって均田租庸調体制全般からみれば、特殊な負担納入法である。ではこのような制度は一体いつごろから発生したのか。卑見によればおそらく隋からあったのではないかと思う。すなわち西魏大統十三年の計帳戸籍には防閭が記載されており、これは雑任役の一つとされるが、雑任役は一般課口と比較して租負担が軽減され、この軽減租負担をとくに税租と呼んでいる。しかし雑任役に就任しない時は、一般課口なみの租を納入することになっており、この点からみて免番代償金制度は西魏には存在しなかったとみてよい。西魏をうけた北周もおそらくこの点は同一であつたろう。ところが北齊は北周よりも貨幣経済が進歩しており、富豪は租調を金納したらしい。すなわち隋書食貨志には

及文宣受禪。多所創革。(中略)始立九等之戸。富者税其錢。貧者役其力。

とあるのがそれで、富者は錢で納税した。この北齊の制度が、雑任役の資課や公廩促錢人の場合に導入されたのではなかろうか。

資課に類似したものとして手力資課・納課戸がある。唐会要九一・内外官料錢上、乾元元年の条には『外官は半料を給して職田を与う。京官は料を給せず、仍つて度支使に勅して閑劇を量つて手力課を分給せん』とある。手力課とは官僚の給仕人の納入する課錢であつた。手力課が史料にみえるのはこの時からであり、手力は本来実役で勞力を提供すべきものであることは、唐会要七二・府兵、宝応元年四月十七日の条に

畿原折衝府闕官。本県令撰判。其手力。每府不得過一人。

とのべていることによつてあきらかである。しかし金納の資課として納入されることも多かつたのであろう。冊府元龜五〇六・邦計、俸祿二、大曆三年十一月の条に『是の年、京城諸司を通計するに、毎月手力資錢を給するもの凡そ四万七千五百四十六貫四十八。並びに天下青苗錢を以つて充つ。』とあるものによると、ここでは手力を錢高で計算し、それを青苗錢から醸出してゐる。したがつて手力課は資課と同類のものとみてよいであらう。今後の史料によくみえる手力は、大体以上のような解釈にもとづいて処理できる。つぎに納課戸であるが、唐会要七二・京城諸軍、

元和十三年十二月勅に納課戸の語がみえ、自注に『貞元より以來、長安の富戸はみな要司に隸し、影庇を求め、禁軍に挂籍するものが十の五・六を占めている。その多藏を恃んで闔閭（町のなか）に安処し、身ずから宿衛しないで、錢を納めて（宿衛を）代行せしめている。これを納課戸という。』とある。これも資課の一種とみることができ、ただここで注意すべきことは、兩税法施行以後の実役免除錢が、均田制時代の課役代償の資課とまったく同質であるとは考えられず、兩者を混同してはならない。

右にのべた資課は官吏俸の一部に充当される財源として使用されたが、これらの収入にもとづいて支給される官吏の俸給を課料といった。^⑩ 課料とは冊府元龜五〇六・邦計部の俸禄二、永泰二年五月の條に

初爾宗。乾元已來。屬天下用兵。京司百官俸錢減耗（中略）
稅天下地青苗錢。以充百司課料。

とあるものによれば、百官の俸錢を意味する語である。また冊府元龜五〇七・邦計部、俸禄三、元和六年閏十一月勅に

河中・鳳翔・易定四道州縣。久破俸給。至微。吏曹注官。將同北道。在於理體。切要均融。宜以戶部錢五方五千貫文。充

加四道州縣官課料。

とあり、同一のことを唐会要九一・内外官料錢上には

宜以戶部錢五方五千貫文。充加四道州縣官課^⑪。

とのべている。これによつて課料はまた官課ともいつたことがわかる。これはこの記事だけでなく、他の諸事例に徴しても納得されることである。かくして官吏の俸錢を課料または官課といつたことがわかったが、この俸錢については、唐会要九一・内外官料錢下、開成五年三月、中書門下奏に

準今年二月八日敕節文。應京諸司勸留官。令本處剋留手力雜給錢者。臣等檢詳諸道正官料錢絕少。雜給手力則多。今正官勸留。亦管公事。俸入多少。事未得中。臣等商議。其料錢雜給等錢。望每貫割留二百文。与撰官。其職田祿米。全還正官。從之。

とあるように、料錢のことを俸錢といふのであり、これは雜給・手力等と區別されるべきものなのである。すなわち料錢（俸錢）は本俸であり、手力雜給は本俸外諸手当を意味する。これについては唐会要九一・内外官料錢上、貞元二年勅に

左右金吾及十六衛將軍。自_レ天宝艱難以後、雖_レ衛兵廢缺、而品秩本高、宜_レ增_レ祿秩、以示_レ優崇。並宜_レ加_レ給料錢及隨身幹力糧課等。（下略）

とあり、その後文に具体例をあげ、そのなかの一つに

一十六員諸衛上將軍。左右衛本料。各六十千。加_レ糧賜等。

とあり、自注に

毎月各糧米六斗。塩七合五勺。手力七人。資十千五文。私馬五匹。草三百束。料九石七斗五升。隨身十五人。糧米九石。塩一斗一升三合五勺。春衣布一十五端。絹三十疋。冬衣袍袖一十五疋。絹三十疋。綿二十屯

と記している。右の諸衛上將軍、左右衛の場合をみると、俸料等の内訳が本料と糧賜の二つに大別され、糧賜のなかで、自注にあるように、本人の糧米・手力・資・私馬と、隨身の糧米・春冬衣料に細分されているのであるから、官人への俸賜は、大別すれば本料（本俸）と糧賜等諸手当との二つになる。これを前文と対照すると、前文に料錢及隨身幹力糧課とあるうちの料錢が後文の本料であり、隨身・幹力・糧課が糧賜であることがわかる。かくして官吏の本俸を本料・俸料・官課・課料等といい、本俸外諸雜給手当

を糧賜・糧課等といったものと解してよいようである。¹⁹⁾

以上、資課・手力課・納課・官課・糧課についてのべたが、これらを通観すると、均田制下における庶民白丁の負担の基本は課役（租調庸）であるが、雜任役免番代償制度によつて課役が金納される場合は資課となり、これが促錢事業の収入である課錢や、戸稅等の金錢収入とともに官吏への金錢給与の財源となり、かくして官吏の金錢による俸料がまた課料・官課といわれ、これに対し現物給与が糧賜・糧課といわれるようになったのは、官吏給俸をめぐる國家の収入支出を一連のものとして取扱う性質上、おのずからこのような「課」の語をともなった一つの用語を形成するようになったのであろう。

2 官業収入等に関係ある課

税制用語として使用される課役・課調・課物等とは別に、官業収入としての専売益金を意味する權課・課利等の用語がある。すなわち唐会要八八・塩鉄、長慶元年三月勅に、『河朔がはじめて平靜になり、人民は徳沢を願っているから河北の權塩法をやめる。もし課利の錢数を約計することができるものは、収管して毎年（錢）數によつて權塩院に付

すべし。』との旨がのべられている。この課利は右同所に、この勅のだから理由として、天宝末の兵乱以来、河北の塩法はただ羈縻するだけであつたが、元和中におよんで、皇甫鏘の奏によつて税塩院を置いて江淮兩池の權利と同様の取扱ひをしたが、人々が犯禁に苦しんだので、この勅命をだすことになつたとのべてあるから、課利と權利とは同一内容のものとみてよい。また冊府元龜四九四・邦計、山沢二、文宗太和三年四月勅に

安邑解縣。兩池權課。以_二實餼_一一百万貫。為_二定額_一。

とあり、この權課はあきらかに專売利益金を意味している。そしてこのような用語はこの他にも多數使用され、權課のことをまた課額とのべた個所もある。すなわち唐會要八八・塩鉄使、温池の条に

至_二(大中)六年_一勅。隸_二威州_一。以_二新制置_一。未_レ立_二課額_一。

とあり、同事実は冊府元龜四九四・邦計、山沢二には「未立權課定額」となつてゐる。このように專売収入を權課等というようになつたのは、元來、塩鉄生産割当額または塩鉄生産の成果などを、塩鉄の課といつたことからはじめたものとおもわれる。すなわち唐會要八八・塩鉄、開元元

年十一月五日、左拾遺劉彤の上表によると『漢の孝武は外征を行ない、奢侈をきわめたため出費は多かつたが、財力には余裕があつた。ところが現今は出費は少ないのに財力が不足している。その根本原因は國家の費用を貧民からとりたつたためである。(租庸調制のことをいう。)もし山海の利をとれば、人民は調餉重賦を免れることができ、そのうゑ(山海の利は)財力豊富な業者からとるのであるから、窮苦の人をいぢめる必要もない。(下略)』とのべ、文宗はこれをもつともな意見と考え、宰臣等もこれに賛成したので、

將作大匠姜師度、戸部侍郎強循に御史中丞を兼撰せしめ、諸道按察使とともに海内塩鉄之課を檢校せしめたという。

この場合の塩鉄の課は塩鉄の生産高、利益額等の意で、課の語義のみをとくに追求すれば、塩鉄による國家財政上の成果(ノルマをとまう)を意味するものとされよう。唐會

要、同右、開元十年八月十日の勅には『諸州所造の塩鉄、毎年官課あるべし。』といひ、官課の語を使用している。

この官課はさきの塩鉄の課をうけたもので、前節にのべた官吏俸料の官課とはまったく別個の意味をもつ語である。

ところで右に政府の專売事業に関連する用語としての權課

・課利の語についてのべたが、課利の語は専売事業にかぎらず、のちにはひろく政府の収入を意味する語としても使用される。すなわち冊府元龜四九一・邦計部、蠲復三、五代梁聖の末帝貞明六年四月己亥詔にある管田課利や、後唐莊宗同光四年正月壬戌制にある『其諸色殘欠差稅。及不迨係官課利。並与放免』の課利、および同、蠲復四・後唐明宗長興元年二月、南郊畢詔にある諸道商稅課利などは、すべて広義に解すべきものである。しかし総括的に官の収入一般を意味する課利等の課は、上掲、開元元年十一月五日の左拾遺劉彤の上表にみえるように、均田租庸調体系による唐の國家財政政策が行詰り、これをおぎなう目的から塩鉄収入に着眼し、この方面に活路を開く途上において成立した用語である。したがって課利の語は塩専売収入を意味することがもつとも多い。

以上、唐代における課役をはじめとして、課に關係のある諸用語についてのべた。これを要約すれば、課役・課調・課輸・課物・課のように、均田民の物納負担を意味する語と、課錢・資課のように金納負担を意味する語があり、資課が官吏俸料に充當されたことから、官吏にたいし金錢に

よつて支給される俸料が課料・官課と呼ばれ、現物支給の賜与が糧課といわれるようになった。またこれから發展して官の専売収入を權課・官課・課利というようになり、さらに官業収益または官物の使用料にいたるまで課利と稱するようになった。唐代の課役および課關係用語は大体右によつて尽される。そのうち均田制時代の負担体系に關係あるものは課役・課調・課物等、唐律疏議に掲載された一連の課役關係用語と資課とであつて、その他の手力課・納課(戸)・課料・官課・糧課・權課・課利等はすべて派生的なものである。概して安史の亂以後に登場し、兩稅法時代にあられる課關係用語には、派生的な種々雑多な意味が附加されてくる。わたくしが本論においてあきらかにしようとしたのは、本来、課役關係の用語についてであり、その他のものにも論及したのは、むしろ付隨的な作業としてであつた。しかし右によつて課關係用語中、課役と似而非なるものや、意味のかけはなれたものについての説明も一通り行なつたので、これによつて課役用語そのものを、純粹な姿で把握する一助ともなしたとおもふ。ではつぎに「税」についてのべることにしよう。

四 均田体制下における税と兩税法の賦税

均田制時代の律令用語における税とは、課役以外の、一般所得ないし収益に賦課されるものを意味する。すなわち唐戸婚律、第一七四・輸課稅物遲期の条疏議には

輸課稅之物。謂租調及庸。地租雜稅之類。

とあり、同、厩庫律、第二一七・応輸課稅の条疏議には
應輸課稅。謂租調地稅之類。

とあつて、右により唐律疏議のなかから、税に關しては地租・地稅・雜稅の三をかぞえることができる。つぎに唐令では倉庫令第四條に

諸支_ニ給糧課。皆以_ニ当處正倉充。無倉之處。則申省。隨近有_ニ處_ニ支給。又無者。聽_ニ以_ニ稅物及和糴屯收等物充_ト。

とあり、関市令第十四條には

其商賈。准_ニ令所在收稅。

とあつて、商稅と稅物一般を指摘している。右のうち地租は一般に官田の小作料等を意味する用語として理解されており、地稅は耕地面積一畝ごとに二升の率で收取される畝稅で、時には戸等に應じて戸當に賦課されることもあつ

たが、要するに土地所有面積の多寡に應じて差異のある税であつた。商税は商業利得に対して課せられる税であることはいうまでもない。右のほか新唐書四八・百官志、少府監、掌治署の条に『銅鉄は人、採ることを得るも、官は収むるに税を以つてす』とあるものは山沢の税であり、また前述した塩の専売益金である課利も、山沢税の部類に属すべきものである。なお唐会要八六・関市、長安二年正月の条に『有司表請して関市に税す（下略）』とあるものは関市の税であり、冊府元龜五〇四・邦計、權酷、代宗広徳二年十二月詔には『天下州郡、各々酤酒の戸を量定して、月に随つて税を納む。（下略）』として酒税をあげている。このほか唐代には戸税があり、戸等の上下に應じて一定額の税錢を納入したことは、従来しばしば論じられたことである。

以上にのべた山沢・関市の税、地稅・戸稅等は、均田制時代に租調庸の課と并行して收取されたものであるが、その税としての特徴は、課のような人身賦課方式でないこと、丁中や貴賤の区別に關係なく、一般所得収益に賦課される点にある。

ところで建中元年（七八〇）に制定された兩税法は、その

名のしめすように、人民の負担体系を税一本に統一したものである。かくして兩税法施行以後は、人民の負担をあらわす用語も、当然のことながら総括的に「税」と称呼するのが一般的になった。すなわち唐会要八四・兩税使、元和四年六月勅には

兩税法。總悉諸税。初極是便民。但緣約法之初。不定物估。粟帛賑賤。賦税自加。

とあるように、兩税のことを賦税と称呼している。冊府元龜四九一・邦計部、鐔復三、僖宗広明元年五月乙卯詔には

自広明已前。諸色税賦。宜令十分減四分。

とあり、税賦とも称呼している。右例のほか兩税を総括して賦税・税賦と称呼する事例は枚挙に遑ない状態である。

しかしすべてが賦税の語に統一されたというのではなく、賦税とともに繁用される語に租税がある。冊府元龜四九一・邦計、鐔復三、元和六年十月戊寅制に

京兆府。從元和五年已前。諸累租税。有遺懸。錢在百姓腹内者。放免。

とあり、ここでは人民の負担「兩税を総括表明する用語

として租税の語が使用されている。また租賦の語を使用することもある。旧唐書一九上・憲宗紀、咸通二年二月、檢校工部尚書李福奏に

屬京州。去年夏大雨。（中略）乞蠲租賦。從之。

などかなり多くの事例がある。ただここでははっきりしておきたいことは、兩税法時代になってからは、人民の税負担一般を課役と称呼することはなくなったという一点である。

さて右にのべた賦税・租税・租賦等の諸用語のなかで、兩税全般を総括的に表明する称呼として、もつとも多く使用される代表的用語としての「賦税」の意味について考察すると、漢書食貨志に

有賦。有税。税謂公田什一及工商衡虞之入也。賦共車馬甲兵士徒之役。充實府庫賜予之用。

とのべているように、元來賦と税とは別のものであり、この区別がそのごもつづき、均田制時代の課口の負担体系である租調庸は、賦の系譜につらなるものであり、課口・不課口ともに負担する戸税・地税等は、税の系譜につらなるものとすべきで、それぞれ範疇を異にする概念である。

ところで唐会要八四・租税下、大中六年三月勅に対する中書門下の奏に『伏して以るに、鄭光は是れ陛下の元舅、寵固より異等なるべし。然り而して、地に抛りて税を出すは天下皆同じく、戸に随つて雑徭するは、久しく已に例を成す。(中略) 況んや征賦入る所、経費常あり。差うて均しからざら使めば怨嗟斯れ起らん(下略)』とあり、これに對する天子の答えに、『朕以うに、鄭光は元舅之尊貴なり。優異して征税を免れ令めんと欲す。初めは細思せざりしも、卿等位を股肱に列ね、毎に匡益を存す(中略) 省覽すること再三、良に慰悦を増す(下略)』とあり、同一のことをさきには征賦といひ、のちには征税とのべている。これは兩税の内容が賦でもあり税でもあり、両者いづれにも共通の要素があることをしめしているものとすべきであろう。

新唐書一四五・楊炎伝にある、かれの兩税への意見具申によつて、兩税法の性格をうかがうと、(一)従來の雑多な税目を統一して兩税にまとめること。(二)百役の費、一錢の歛も、まずその(経費の)数を量つてのちに人に賦する(人民から徴収する)。(三)主戸、客戸の別なく、現居によつて徴税する。(四)丁・中の別なく、貧富の差によつて徴税する。(五)

旧制の租庸(調)雑徭は廃止するが、丁額は廃しない。の五項目に要約される。右によるとまず安史の乱以後、種々の名目で登場してきた雑多な税を統一して兩税一本にまとめること。つぎに均田制時代の租庸調は廃止するが、丁額は廃止しないというのである。ここに『丁額』とあるのは従來丁身に賦課した課役の収入総額を保持するの意と解される。(丁額は課役の一定額の意)したがつて旧制の課役はその収取形体としては消滅するが、兩税のなかに繰込まれて徴取されるのであり、したがつて賦は税に化体して収取されることになつたとみてよい。かくして兩税を總括的には賦税と表明し、また単に賦とも税とも称呼するのは当然のこととされよう。また兩税を徴収するにあつては、政府の必要経費を前提として、これを収税の予測される丁額の總計にとらみあわせて一定の予算をたて、その予算の枠内で徴税する。その場合、徴税方法としては、従來のように丁身一人一人に一律に賦課するのではなく、各戸の財産額に應じて上下の差別をつけて徴収することとしたのである。すなわち前掲新唐書楊炎伝には

戸無主客。以見居。為簿。人無丁中。以貧富為差。

とあり、また通典六・賦稅下、建中元年制に

百姓及客等。約丁産。定_二等第_一。

とあるように、主戸・客戸を問わず、（したがって旧来の受田に関係なく）現業の資産高によつて等級を定め、また新唐書一四五・楊炎伝に『夏税は六月に尽き、秋税は十一月に尽く。歳終には戸賦の増失を以つて長吏を進退し、而して尚書度支_五焉を総_六ふ』といい、また旧唐書一一八・同伝には、同一のことを『逾歳之後、戸増したるに税減輕し、及び人散じたるに均を失う者あれば、長吏を進退す（下略）』とのべているように、兩税法は政府の年間必要経費を各地方別に割当て、各地方では各戸別に資産の等級に依じて徵税するのであるから、これは畢竟、人民の所得・収益に課税するものであり、均田租庸調制のように、直接的個別的に人身そのものを把握して、その生産活動ぐるみ、皇帝の支配を貫徹しようとするものではなく、ただ生産活動の結果に課税するのである。したがって人民への直接的個別的な人身支配は後退し、ただ各戸の所得・収益が課税の対象とされるのである。

かくして徵税の対象は人身より戸産にうつることとなり、

ここに古来の直接的個人人身支配が「戸」支配に転化をとげる。兩税法の收取対象となる戸は丁中老小の差別を問題とするものではなく、ただ貧富の別を問題とする。魏晋以来の「戸」は耕織一体のたてまえから、租調を收取する必要上、戸の形体を重んじたが、このばあい国家権力が把握の主対象とするものは丁男丁女の戸であつて、老小の戸ではない。丁身のあるところ極貧戸も直接收取の対象となる。ここでは戸は人身のかけに埋没する。これらのことについてはいづれ稿をあらためて土地問題との関連のうえに論じたいとおもう。

以上、わたくしは唐律疏議における課と税との区別をよりどころとして、主として用語上から、唐代における課と税との区別を論じた。そして最後に均田法体制と兩税法体制の賦税收取形体の相違点にまで論及したが、前者の負担体系である租調庸_一課役は、唐律における同類用語との相互関係によつて、唐代においては物納負担として集約された概念を形成し、さらに資課の登場によつて、一部金納負担に移行する傾向をもしめしている。兩税法は畢竟、均田租庸調体制の負担体系である賦_一課役の丁額をそのままう

けとめて、これを全般的には税の收取形体に転化せしめたものであり、したがって賦税の收取形体においては非連続であるが、内容においては前後に相連続する性格のものである。いったい唐代における兩税法以前の課役は、丁額物納負担ないしは丁額金納負担として整備され、実役の面である雑徭負担が税役全般のなかにしめる位置が軽少になったところに、すでに兩税法への転化が準備されていたとみられるが、そのみならず兩税法においては塩鉄等の諸収入が加わるとともに、全般として人民の所得と収益に課税して国家財政に充当するようになり、ここに税制上の画期的な変革がとげられることとなった。

五 結 語

右にのべたところを要約すると、(一)唐律およびその疏議にみえる課役・課調・課物・課等の語は、物納負担としての租調庸を意味する。(二)資課は全般的には課役の金納部面と考えられ、これが官吏俸の一部に充当されたことから、官吏の俸給を課料・官課と呼ぶようになり、さらに発展して官業収入をも官課・課利と称呼するようになった。(三)課

は丁身に對し一律に定額割当されるが、税は不動産や動産の所得・収益から收取される。(四)兩税法は租庸調の収入定額を保持しつつも、徵稅對象を丁身から戸産にきりかえたので、旧来の丁對象の一律均課方式の收取形体は消滅したすなわち賦課が税にかわつたのである。(五)しかし政府財政面では賦として收取しても、税として收取しても、實質的には定額を保持するのであるから、この点では賦も税も結局おなじことである。総括的には兩税を賦税または税賦と称呼することが多いのは、そのためであらう。以上、五項目となる。

① 拙稿。「西魏計帳戸籍における課と税の意義」『東洋史研究』二〇の一・二

② 浜口重國博士は、受田資格のない一六歳の中男も雑徭を負担するが、租調庸は負担しないことを指摘し、租調庸は授田の反對給付であるに對し、雑徭は給付反對給付の枠外のものであることをのべて、兩者を截然と區別された。「唐に於ける雑徭の開始年令」『東洋學報』二三の一

③ 隋書食貨志に「開皇三年正月。帝入新宮。初令軍人(軍人は軍民の意)。以二十一成丁。減二十二番。每歲為二十日役」とみえる。

④ 冊府元龜四八七・邦計、賦稅、隋開皇三年正月の條に、「減」

十二番。令「歳役功。不_レ過_二三十日_一（二十日の誤）。不_レ役取_レ庸。」とある。

⑤ 旧唐書七四・馬周伝に、「（貞觀）十一年。周又上疏曰（中略）今百姓承_レ喪亂之後。比_二於隋時_一。總十分之一。而供_二官徭役_一。道路相繼。兄去弟還。首尾不絶。遠者往來五六千里。春秋夏冬。略無_二休時_一。」とある。

⑥ 課役は歳役五〇日と等価値である。雜徭は歳役の二倍に計算されるから、一〇〇日で課役と等価値になる。このほかに、さらに雜徭四〇日の負担があるから、合計一四〇日となる。宮崎市定・「唐代賦役制度新考」、『東洋史研究』、一四の四、参照。

⑦ 課調の語が物納負担一般をあらわすことは、唐律のみならず他の一般史料においても同様である。また唐代のみならず南北朝においても、課調の語は物納負担一般を意味する。従来課調に關しては隋書食貨志の「開皇八年五月。高頌奏。諸州無課調處。及課州管戶數少者。官人祿力。乘前已來。恒出隨近之州。」とある課調について意見の対立があった（宮崎市定「晋武帝の戸調式に就て」。晉我部靜雄「均田法とその稅役制度」。鈴木俊「唐の戸稅と均田制」）が、魏書六・顯祖紀。和平六年夏五月乙丑詔に「夫賦斂煩。則民財匿。課調輕。則財用不足。是以十一而稅。頌声作矣。」とあり、同五三・李冲伝に「宜及課調之月。令知賦稅之均。」宋書九・後廢帝紀。元徽三年四月の条に「遺尚書郎。到諸州。檢括民戶。窮老尤貧者。蠲除課調。」梁書二・武帝紀。天監二年六月丁亥詔に「以東陽信安豐安三縣水潦。漂損居民資業。遣使周履。量蠲課調。」冊府元龜四八六・

邦計、戸籍。「証聖元年。鳳閣舍人李嶠。上表曰。（中略）今天下之人。流散非一。（中略）或往來山沢。非直課調虛竭。闕於管賦。」唐會要八四・租稅下。元和十五年八月の中書門下奏に「並改配端匹勛兩之物。為稅額。如大曆以前租庸課調。不計錢。令其折納。」とあるものなど、南北朝・隋唐を通じて課調とは租調等の物納負担一般を意味する語であることがわかる。ただ唐名例律、二六の疏議にある侍丁のばあい、または通典三五・祿佚。門夫の記事にある殘疾のように役を免ぜられたものの課調は、租調のみとなるが、これは課調の対象によって變化する特殊例とみるべきで、本来、課調は物納負担一般を指し、課役・賦役と同義に使用される語である。この点が従来不明確であったので、注記した。

⑧ 拙稿「唐律令における雜任役と所謂色役・資課に關する一考察」『龍谷史壇』第五〇号。参照

⑨ 資課を單に資ということはある。（羅振玉・鳴沙石室佚書所収、唐水部式に「其丁。取_レ免_二雜徭_一人。家道稍殷有者。人出_二二千五百文資助_一。」とある。）しかし品官の納入する資錢を資課ということとは本来ない。

⑩ 拙稿、前掲

⑪ 納課戸については、晉我部靜雄「唐の府兵制度並に班田收授法廢止後の課戸と納課戸」、『文化』一〇の一〇がある。

⑫ 松永雅生「唐代の課について」『史淵』五五。九一頁によれば、「課料の語は、筆者の管見によれば代宗初年の青苗錢實施以前には見出し得ない。（青苗錢實施は広徳二年、七六四）しかしして

当時は官吏収入の課は手力資課より他にないはずであるから、課料の課は手力資課を意味する。」とのべていられるが、課料の語は唐会要九〇・内外官禄、光宅元年（六八四）十月二十日勅にすでにみえており、また諸事例に徴しても、課料の課を手力資課に限定せねばならぬ理由は見出せないで、この説には賛成できない。

⑬ 冊府元龜には、「元和六年閏十一月勅。河中・鳳翔・易定四道州縣（下略）」とあるものが、会要では「元和六年閏十二月勅。河東・河中・鳳翔・易定四道州縣（下略）」とあり、兩者に一カ月の相違があるだけでなく、冊府元龜では四道州縣の河東が脱落している。旧唐書一四・憲宗本紀上に徴すると、元和六年には閏十一月はないから、閏十二月が正しい。また河東の脱落をあわせ考えると、ここでは会要の記事をとるべきであろう。

⑭ 松永雅生前掲には「糧課は官吏役使人の受くべき労働代価の一部または全部を意味する。」とのべてある。しかし糧課はとくに官吏役使人の給与のみに限定解釈すべきものとは考えられず、官吏の本俸以外の現物雑給、ことに粟米による給与を指す語と解すべき場合が多い。松永氏の指摘されるような場合もあるんあるが、これは官吏の現物雑給一般にふくまれるものとして広義に解すべきであろう。

⑮ 唐会要八八、倉及常平倉、貞觀二年四月三日の条、および同、永徽二年閏九月六日勅参照。

⑯ 日野開三郎「租調（唐）と戸等」『東洋史学』一一。

鈴木俊「唐の戸税と均田制」『中央大学文学部紀要』、史学科第一号。

曾我部静雄「兩税法と戸税地税の無關係を論ず」『東洋学』、二。賦税の語は兩税法以後にはじめてあらわれるのではない。古くから人民の負担を總括的にのべる場合に、間々使用される語である。一例をしめせば、北齊の河清三年令（隋書食貨志掲載）に「蠶租。皆依貧富。為三皂。其賦稅常調。則少者。直出上戸。中者及中戸一（下略）」とある。

⑰ 租税は倒置して税租ともかかれている。冊府元龜四九一・鄒復三、後唐莊宗同光二年二月詔に、「數年兵革。至甚凋殘。」（中略）応人戸所輸稅租。特与蠲減。」とあるなど、かなりの事例が存在する。賦税を税賦というと同様である。

⑱ 混乱をさけるためにつけかわえておくと、租賦・租税の語は均田制時代においても、人民の負担を總称する場合に使用されているが、単に税の一語だけで、租庸調などの課物の徴収をいあらわす事例もある。この場合は税が動詞として使用される場合であるが、その事例をしめすと、唐会要八三・租税上、開元二十五年三月勅に「閔輔庸調。所稅非少。」とあるものがそれである。これは同、永淳元年、太常博士裴守真の上表に「賦調所資。軍國之急。（中略）豈不以課稅殷繁。素無儲積。故也。」とある賦調課税のように、課税物一般の徴収を意味する動詞として用いられたもので、徴収の客体たる税物の性格を規制するものではない。またこのような事例はきわめて稀である。なお兩税法以後に繁用される賦税の語も、均田制時代の

課税物一般の徴収を意味する語として、動詞的に使用される点では、右の税のばあいと同一である。つぎにその事例をしめすと、冊府元龜四八三・邦計、選任および才略に『韓曄（中略）初自爾宗至德。至乾元以後。所在軍興。賦税無度。帑藏給納。多務因循。』とあるものがそれである。

⑳ 漢の賦税の区別が、以後北朝にもおよんだことは拙稿（前掲）

にのべた。この区別は唐代の兩税法開始以前にもあてはまる。㉑ 本案には雜徭も廢止するよう具申されている。兩税法になって雜徭が廢止されたかどうかの一つの疑問点になっているが、これについては別に專論を要するのでここではふれない。

（京都大学講師）

the main commodity of commerce, problems of measurement are a major concern. Prof. Keigo Hōgetsu has already published his excellent work on this problem. In this article I have relied on the 京枅座文書 (Documents of the *Kyo-masu Za*) which I had occasion to peruse and have tried to throw light on the formation and structure of the *Masu Za* which was part of the Bakufu's system for controlling commerce. The *Kyo-masu Za* came under the subordinates of the House of Nakai, Chief Carpenters, with their close relationship to the Bakufu. Thus they received the Bakufu's supervision and the privileges of special protection in production and prices of *masu*. This analysis, as well as illustrating certain features of the system of privileged monopoly, also clarifies some aspects of the feudal lords' control of the market.

The Significance of 稅 (Tax) and 課 (Levies) among the Burdens on the Tang People

—The Vocabulary of the 輪課稅物 System in Tang Law—

by

Senyu Nishimura

As I wrote previously in an article entitled "The Significance of 稅 and 課 in the Ledgers and Registers of Western Wei" in the *Far Eastern History Review*, Vol. 20, Nos. 1 and 2, the appropriations from the people under the 均田 (Land Division) system of the Northern Dynasties period in China can be divided into the two categories of tax and levies. Similar principles of classification are applicable in the 均田 systems of the Sui and Tang Dynasties. Therefore, I would like to discuss the taxes and levies of the Tang period as an extension of my previous article.

As the Tang period was the period of the breakdown of the 均田 system which had continued and developed from the time of the Northern Dynasties, and the period of the appearance of a new system of taxation called the 兩稅法 (Two-Tax System), the relation between the old and new systems as well as the pro-

blem of 稅 and 課 must be considered. But the general discussion of 均田 and 兩稅 systems involves many problems with wide ramifications and therefore, in this article I have confined myself mainly to a discussion of the terminology of the taxation system.

To enumerate the main points: 1.) Terms such as 課役, 課調, 課物, and 課 itself in the 唐律 (Tang Laws) and 疏議 (Commentaries) signify exactions in kind for various taxes or labour levies. 2.) 資課 is generally considered to refer to payment of money for relief from the labour levy, and as this was applied as part of the salaries of officials, their salaries came to be known as 課料 and 官課, and later official incomes were called 官課 and 課利. 3.) 課 was levied against 丁身 (adults) and was fixed at a certain rate by the Laws, while 稅 was levied against income and profits from fixed or other assets. 4.) Even though the 兩稅法 maintained a fixed total revenue from all taxation, as the object of taxation shifted from individuals to household property, the old form of legally equalized levies against individuals disappeared. That is, 賦 (tithes) and 課 (levies) gave way to 稅 (taxes). 5.) However, as the levies of both central and provincial governments, whether in the form of tithes or taxes, were both actually maintained at fixed totals, from this point of view they were similar in nature. Perhaps this is the reason why both taxes were called either 賦稅 or 稅賦.

English Economic Trends on the Eve of Colonization

by

Takeomi Ochi

For the generation breathing the air of the mid-twentieth century it is unavoidable, and even right, to think of national problems in accordance with the international circumstances. This is, however, a new experience for a nation which has been secluded intellectually and politically from the outer world for the greater part of her history. Self-sufficed in such a community,